

事業系ごみの適正な処理について（お願い）

日頃は、本町環境行政にご理解ご協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、本町におけるごみの排出量の推移を見ますと、全体的には減少傾向にあるものの、事業所からのごみ排出量は、横ばい傾向にあります。

このような中、本町では、本年3月に「第2次豊能町ごみ処理基本計画」を策定し、ごみの減量、資源化という目標を共有し、住民・事業所・行政が連携と協働に取り組み、さらなる「循環型社会」の構築をめざすこととしました。

つきましては、今後順次、皆様方の事業所に事業系ごみの処理方法の確認等について訪問させていただきますので、ご理解ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

事業系ごみとは

毎日発生するさまざまなごみ。あなたの事業所ではごみをどのように処理していますか？事業者の方は、事業活動で生じたごみに責任をもって適正に処理する必要があります。

ごみには家庭から生じるごみ(家庭系ごみ)と事業活動によって生じるごみ(事業系ごみ)があり、事業系ごみには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。

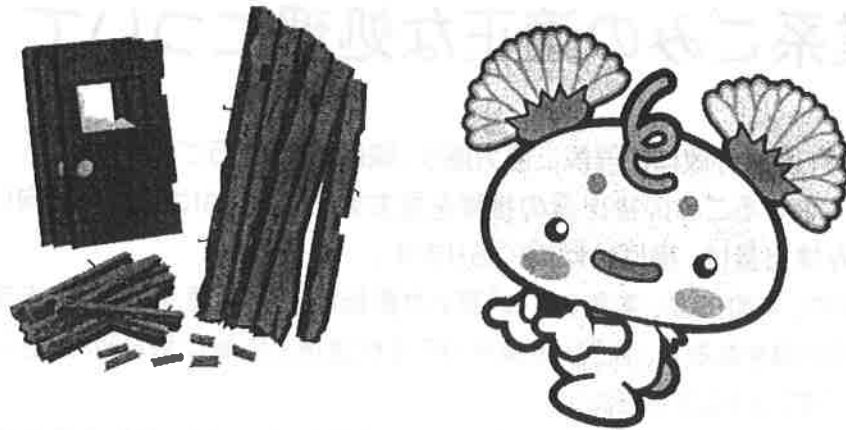
事業系一般廃棄物を処理する場合、一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託するか、各自で国崎クリーンセンターへ搬入しなければなりません。

産業廃棄物を処理する場合、豊能町では処理できません。廃棄する品目(産業廃棄物の種類)を取り扱える産業廃棄物処理業者に委託しなければなりません。



産業廃棄物とは？

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同施行令」で定められた燃え殻、汚泥、廃プラスチック類などの 20 品目の廃棄物のことです。



産業廃棄物の処理委託手続き

産業廃棄物を排出する事業所は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合、許可を受けている産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者のそれぞれと必ず書面で委託契約を締結しなければなりません。また、委託契約書は 5 年間保管する義務があります。

産業廃棄物を排出する事業所が産業廃棄物の処理を委託する場合には、排出量にかかわらずマニフェストを作成・交付し適正に処理されているかを確認することが義務付けられています。また、マニフェストは 5 年間保管する義務があります。

一般廃棄物の処理方法

☆ 一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する。

許可業者については、環境課へお問い合わせください。収集日、排出時間、場所などは許可業者に直接ご相談ください。

※ 環境課 072-736-1190

☆ 処理施設へ自己搬入する。

豊能町内の事業者の方は、自ら焼却場(国崎クリーンセンター)にごみを持ち込み、処理することができます。

※ 詳しくは猪名川上流広域ごみ処理施設組合のホームページ

(<https://www.kunisakicc.jp/association/>)でご確認ください。

※ 国崎クリーンセンター 電話番号 072-744-7280

ごみ減量と資源物の分別について

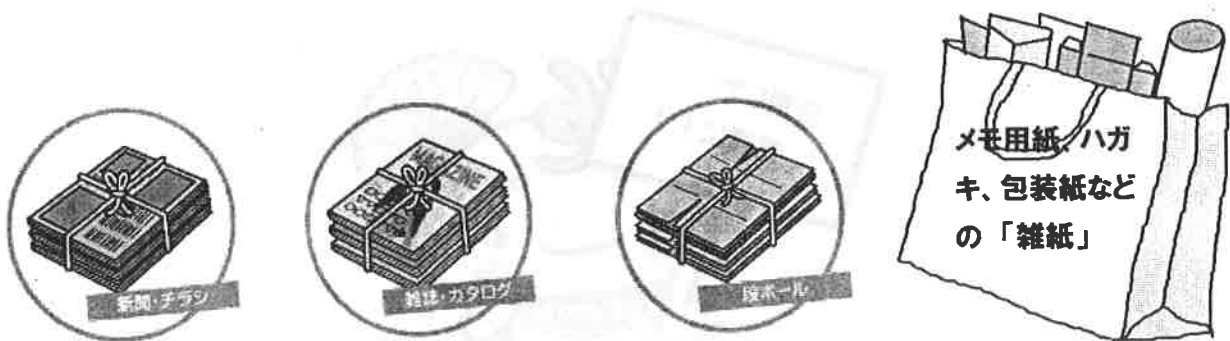
廃棄物の適正処理とリサイクルを進める上で、ごみの分別を確実に行うことがポイントです。事業所内に、ごみの種類ごとのごみ箱を設置し、リサイクルできるものの分別をおこないやすいように工夫しましょう。

資源化可能な紙類について

事業系一般廃棄物の中で、大きな割合を占めているのが紙ごみです。書類や段ボール、新聞、雑誌などの紙類は、資源に回して可燃ごみの減量とリサイクルに努めましょう。

【資源化可能な紙類】

1. 新聞
2. 段ボール
3. 紙パック
4. OA紙（コピー用紙、コンピュータ用紙）
5. 雑誌（週刊誌、漫画本、専門誌、単行本、カタログ、教科書、パンフレット、辞典など）
6. シュレッダー紙 ※機密書類含む
7. その他の紙（包装紙、菓子やティッシュの空箱、メモ用紙、ハガキ、封筒など ※ これらは古封筒や紙袋に入れていただくと出しやすくなります。）



機密文書のリサイクル

機密文書であっても、機密を保持しながらリサイクルできる業者がありますので、処理できる再生資源事業者（リサイクル事業者）にお問い合わせください。

法律等の規制について

さまざまなごみによって私たちの生活環境に影響が及ばないように、法律などでごみを出すもの（事業者）が守らなければならないことが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「豊能町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で定められています。

事業系ごみを減らすことは、環境負荷の低減につながるだけでなく、ごみ処理の経費を削減できるなどの様々なメリットがあります。資源物を分別すれば、売却できる場合もあります。

コスト削減、会社のイメージアップのために、ごみ減量に事業所一丸になって取り組んでみましょう。

なお、「第2次豊能町ごみ処理基本計画」については、豊能町ホームページ (<http://www.town.toyono.osaka.jp/page/page002132.html>)に掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



(問い合わせ)

〒563-0103

豊能町東ときわ台 1-2-3

吉川支所内 2 階

豊能町 建設環境部 環境課

電話 072-736-1190

E-mail kankyou@town.toyono.osaka.jp